

---

南市町自治会蔵春日宮曼荼羅再考

—制作年代と制作背景—

---

奈良県南市町自治会に所蔵される春日宮曼荼羅（以下、本図）は、春日宮曼荼羅諸作品の中でも群を抜いた名品として夙に知られてきた。昨年には、本図を単独で取りあげた論文が発表され、本格的研究に恵まれていなかった本図に対し、新たな視座が示されたことは記憶に新しい。発表者自身も、先学の周到な論考から学ばせていただくところが多くあったが、同時に制作年代や、本図を特徴づける画中人物の比定、それに伴う制作背景の捉え方など、主要な論点で見解を異にしていることも確認された。そこで本発表では、これらの問題系をめぐる発表者なりの考えを提示してみたいと思う。

本図に関しては、景観年代論の観点から、文永四年（一二六七）築造の青龍瀧の存在が指摘され、制作年代の上限が同年を遡り得ないことが既に明らかにされている。本発表では新たに着到殿に注目し、弘安六年（一二八三）以前の着到殿の規模が桁行六間であったことを示す『春日祭旧例』掲載の指図を取りあげることで、桁行七間での描写がみられる本図の上限は、弘安六年をも遡らない可能性が高いことを指摘する。

これに併せて、本図の様式検討を行い、運筆、形態、細部技法の全てにわたって強い共通性を示すモチーフが、弘安年間以降の十三世紀第四四半期の絵画作品に見出されることを指摘したうえで、正安二年（一三〇〇）制作の湯木美術館本春日宮曼荼羅に類型化や写し崩れが看取されることを確認し、本図の制作年代は、弘安六年から正安二年の間に置くことが穏当であることを論じる。

画中人物に関しては、まず本社中門前の六人について、中央貴族の私的祈願を代理する御師としての活動を行っていた春日社神人を新たに想定し、『中臣祐賢記』弘安元年（一二七八）六月一日条にみられる「春日社條々制事」などの神人の服制に関する史料を参照することで、直垂・折烏帽子・腰刀姿で手には念珠を持った彼らの格好の面からも、この想定が裏づけられることを確認する。

若宮社神楽殿内の二人のうち、若い人物については、若宮とみるか巫女とみるかで見解が分かれている。この点に関して発表者は、当時の若宮拝殿巫女が貴族の願意を神に伝達し、神の意思を貴族に届ける中執持として独自の立場にあったこと、神楽殿は第一に巫女の活躍の場であったこと、春日宮曼荼羅の主題に照らした際、画中に神の姿を具現化する発想を認めるのは困難であること、などを勘案して巫女説を支持し、神楽殿内の光景は、巫女が向かい合う立烏帽子姿の貴族層の男性に託宣を告げる場面を表していると捉える。

そのうえで、個性的な顔貌表現を示すこの男性こそが、本図の発願者にあたる可能性を想定するとともに、画中人物の存在は、発願者の春日社参詣の際に行われた祈願の様子が記録として留められたものに他ならず、その際に得られた託宣を契機として、自己の榮進と家運の隆盛を願って発願されたものが本図であるとの認識を示したい。